

新潟市新規参入者経営安定資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 新潟市は、新潟県新規参入者経営安定資金取扱要綱（平成12年10月18日経普第377号新潟県農林水産部長通知。以下「県取扱要綱」という。）に規定する新規参入者経営安定資金（以下「経営安定資金」という。）を貸し付ける融資機関に対し、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(利子補給契約)

第2条 前条の利子補給の交付は、新潟市が金融機関との間に締結する利子補給契約（別記第1号様式）によって行うものとする。

(利子補給の対象者)

第3条 利子補給の対象者は県取扱要綱第2の要件に加え、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(利子補給の対象資金)

第3条 利子補給の対象資金は県取扱要綱第4の(1)に定めるとおりとする。

(利子補給率及び利子補給の交付対象期間)

第4条 利子補給率は県取扱要綱第4の(5)に定めるとおりとする。

2 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの間の期間における利子補給承認年度及び前項に定める利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く）の総和をその期間中の日数（閏年においても365日）で除して得た金額）に対し、前項の利子補給率を乗じて得た金額とする。

3 前項の融資平均残高及び利子補給金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請及び承認)

第5条 融資機関は、経営安定資金を借り入れた農業者からの申請書を取りまとめのうえ、新潟市新規参入者経営安定資金利子補給金承認申請書（別記第2号様式）を作成し、前項に定める書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により、利子補給承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めた場合は、新潟市新規参入者経営安定資金利子補給金承認通知書（別記第3号様式）を融資機関に交付するものとする。

(貸付実行報告)

第7条 融資機関は、貸付実行後7日以内に、新潟市新規参入者経営安定資金貸付実行報

告書（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。

（利子補給金の交付申請及び実績報告）

第8条 融資機関は、規則第2条に規定する補助金の交付申請及び規則第8条の規定による補助金の実績報告をしようとする場合は、新潟市新規参入者経営安定資金利子補給交付申請兼実績報告書（別記第5号様式）に新潟市新規参入者経営安定資金利子補給金申請明細表、市税の納税証明書、暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記第7号様式）を添付して、毎年度1月11日までに市長に申請及び報告するものとする。

（利子補給金の交付決定及び額の確定）

第9条 市長は、利子補給金の交付決定及び額の確定をしたときは、当該融資機関に新潟市新規参入者経営安定資金利子補給金交付決定書兼確定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（貸付条件の変更）

第10条 融資機関は、借受者が次の理由により償還が著しく困難であると認められた場合には、貸し付け条件を変更することができる。

（1）天災（暴風、豪雨、地震、降雪、低温、降霜、降雹等）

（2）火災

（3）盗難

（4）借受者又はその者の住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

（5）その他市長が特に必要と認める場合

2 天災の場合の認定基準は、次に該当するものであること。

減収による損失額が平年の農業総収入の1割以上であること。

3 貸付条件を変更しようとする場合は、新規参入者経営安定資金利子補給変更承認申請書（別記第2号様式の2）により、あらかじめ市長の変更承認を得なければならない。

4 市長は前項の規定により利子補給変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し適当と認めたときは、新規参入者経営安定資金利子補給変更承認通知書（別記第3号様式の2）を融資機関に交付するものとする。

（利子補給金の打ち切り等）

第11条 市長は、利子補給金の対象となった経営安定資金を借り入れた者がその借入金を借入の目的以外の目的に使用したときには、そのものに係る利子補給を打ち切ることができるものとする。

2 市長は、融資機関がその責めに帰すべき理由により規則、この要綱又はこの要綱に基づく契約の条項に違反したときは、当該融資機関に対する利子補給を打ち切り又はすでに交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

（報告の徴収等）

第12条 融資機関は、市長が利子補給金の交付の対象となった経営安定資金の貸付に関し、報告を求めた場合又はその職員をして当該貸付に関する帳簿、書類等を調査させる場合は、これに協力しなければならない。

(適正な執行のための措置)

第13条 融資機関は、借受者に対して、経営安定資金が農業経営の安定に資するものとして利用されるよう指導するものとする。

2 経営安定資金は、借受者が当該融資機関に設ける預貯金口座に、他の貸付金と明確に区分して振り込むものとする。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月22日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別記第 1 号様式

新潟市新規参入者経営安定資金利子補給契約書

新潟市（以下「甲」という。）と融資機関（以下「乙」という。）とは乙が貸し付ける新潟県新規参入者経営安定資金取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）に規定する資金（以下「経営安定資金」という。）につき、甲が乙に対し利子補給を交付することについて、次の条項を規定する。

第 1 条 甲は、乙の融資に係る経営安定資金につき新規参入者経営安定資金利子補給金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるところにより、乙に対し利子補給金を交付する。

第 2 条 乙の貸付に関して甲の行う利子補給は、乙の新規参入者経営安定資金利子補給承認申請書に基づき甲が新規参入者経営安定資金利子補給承認通知書を交付することによって行うものとする。

第 3 条 乙は、前条の承認通知書を受けたときは、速やかに貸付を行わなければならない。

第 4 条 乙の貸し付けの弁済期限等の変更に基づき甲の利子補給の変更は、乙の新規参入者経営安定資金利子補給変更承認申請書に基づき、甲が新規参入者経営安定資金利子補給変更承認通知書を交付することによって行うものとする。

第 5 条 乙は、第 3 条の貸し付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸し付けの弁済期限等を変更したときは、遅延なく、その旨を甲に報告するものとする。

第 6 条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、交付要綱第 5 条に規定する方法により算出した額とする。

第 7 条 乙は、甲に対し利子補給金の交付を申請しようとするときは、交付要綱第 8 条の規定により申請書を提出するものとする。

第 8 条 甲は、乙から前条の申請書を受領し、適当と認めたときは、交付要綱第 9 条の規定により利子補給金を交付するものとする。

第 9 条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、甲の定めるところにより報告するものとする。

第 10 条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第 11 条 甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を借入れの目的以外に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

2 甲は、乙の責に帰すべき理由により、乙が交付要綱又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第 12 条 乙は、甲の利子補給に係る資金の融通に関し、甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして経営安定資金に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合は、これに協力しなければならない。

第 13 条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第 14 条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

本契約書を締結した証として本書を 2 通作成し、双方記入押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 新潟市

代表者 新潟市長

印

乙

代表者

印

別記第 2 号様式

新潟市新規参入者経営安定資金利子補給承認申請書

第 年 月 号 日

新潟市長 様

住所
融資機関の長

下記の新規参入者経営安定資金の貸付について、利子補給を受けたいので申請します。

記

貸付の相手方	貸 付 予定額 (万円)	貸付予定時期 年 月 日	貸 付 利 率 無利子	利 子 補給率 (%)	据 置 期 間	償 還 期 限	債務保証 の有無	約定償還日		償還額		その他の条件
								第 1 回	第 2 回	第 1 回	第 2 回 以降	
								年月日	年月日			
計												

(注) 債務保証委託は、新潟県農業信用基金協会に対するもの。
新規参入者経営安定資金借入申込書の写し及びその添付資料の写しを添付すること。

新潟市新規参入者経営安定資金利子補給変更承認申請書

第 年 月 号 日

新潟市長 様

住所
融資機関の長 印

年 月 日付け第 号で承認を受けた新規参入者経営安定資金利子補給申請書の内容について次のとおり変更し、引き続き利子補給を受けたいので、新潟市新規参入者経営安定資金利子補給金交付要綱第10条第3項の規定により申請します。

記

[illegible]

新潟市新規参入者経営安定資金利子補給承認（不承認） 通知書

第 年 月 号 日

融資機関の長 様

新潟市長 印

下記の新規参入者経営安定資金利子補給承認申請については、下記のとおり承認（不承認）したので通知します。

記

貸付の相手方		貸 付 予定額 (万円)	貸付予定時期	貸 利 付 率	利 子 補給率 (%)	据 期 置 間	償 還 期 限	債務保証 の有無	約定償還日		償還額		その他の条件
									第 1 回	最終	第 1 回	第 2 回 以降	
									年月日	年月日			
承認したもの			年 月 日	無利子									
	計												
不承認したもの													
	計												

（注）債務保証委託は、新潟県農業信用基金協会によるもの。

第 号
年 月 日

融資機関長 様

新潟市長 印

新潟市新規参入者経営安定資金利子補給変更承認について

年 月 日付け第 号で申請のこのことについて、申請のとおり承認
したので通知します。

新潟市新規参入者経営安定資金貸付実行報告書

第 年 月 号 日

新潟市長 様

住所
融資機関の長

さきに利子補給承認を受けた新規参入者経営安定資金の貸付について、下記のとおり実行したので、新潟市新規新規参入者経営安定資金利子補給契約書第5条に基づき報告します。

記

[illegible]

年度新潟市新規参入者経営安定資金利子補給金
交付申請書兼実績報告書

第 号
年 月 日

新潟市長 様

融資機関名
代表者名

下記のとおり、新潟市新規参入者農業経営安定資金利子補給金交付要綱による利子補給金の交付を受けたいので、新潟市補助金等交付規則第 6 条の規定により申請し、併せて同規則第 13 条の規定により実績を報告します。

記

- 1 利子補給金 金 円
- 2 事業の目的
新規参入者に新規参入者経営安定資金の貸付を行い、もって新規参入者の早期安定経営の確立と新たな農業の担い手の確保・育成を図る。
- 3 事業の内容
別紙のとおり
- 4 添付書類
 - ・市税の納税証明書
 - ・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記第 7 号様式）

別記第 6 号様式

第 年 月 日 号

融資機関長 様

新潟市長 印

年度新潟市新規参入者経営安定資金利子補給金の交付決定及び
額の確定について（通知）

年 月 日付けで申請及び実績報告の標記利子補給金について、新潟市補助金等交付規則第 7 条及び第 1 4 条の規定により、下記のとおり交付することにより決定し、その額を確定したので通知します。

記

- 1 利子補給金の交付決定及び確定額
金 円
- 2 利子補給金の交付対象となる事業は、さきに申請及び実績報告の「新規参入者経営安定資金貸付事業」とし、その内容は申請書及び実績報告書記載のとおりとする。
- 3 利子補給金を受ける融資機関は、新潟市補助金等交付規則及び新規参入者経営安定資金利子補給金交付規則に従わなければならない。
- 4 その他
利子補給金の交付予定日は 年 月 日とする。

別記第7号様式

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市新規参入者経営安定資金利子補給金交付要綱の規定に基づく申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）
氏 名

生年月日（昭和・平成・令和） 年 月 日

＊ 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

名簿（役員等一覧表）

【記載方法】

- ①記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ②法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③生年月日の記載について、S～昭和、H～平成、R～令和として、元号に丸をつけてください。
- ④性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	性別	住 所
【記載例】 代表取締役社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	S 11 年 11 月 11 日 H R	男 ・ 女	新潟市中央区〇〇1 丁目 1 番 1 号
			S 年 月 日 H R	男 ・ 女	
			S 年 月 日 H R	男 ・ 女	
			S 年 月 日 H R	男 ・ 女	
			S 年 月 日 H R	男 ・ 女	
			S 年 月 日 H R	男 ・ 女	
			S 年 月 日 H R	男 ・ 女	
			S 年 月 日 H R	男 ・ 女	

* 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、適正に管理いたします。

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。